



熊本県公報

第 1 2 0 6 3 号

平成 23 年 11 月 18 日 (金)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 熊本県医師国保組合の規約変更…………… (国保・高齢者医療課) 1
- 救急医療機関に関する認定…………… (医療政策課) 2
- 臨時種畜検査の実施…………… (畜産課) 2
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 2
- 道路の区域変更…………… (〃) 3
- 道路の供用開始…………… (〃) 3
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… (砂防課) 3
- 平成23年11月県議会定例会の招集…………… (財政課) 14
- 漁獲共済義務加入に係る契約締結申込みの同意成立…………… (団体支援課) 14
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 14
- 道路の供用開始…………… (〃) 15

公 告

- 大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市町村からの意見…………… (商工振興金融課) 15
- 肥料登録…………… (農業技術課) 15
- 都市計画法第16条第1項の規定に基づく公聴会の開催…………… (都市計画課) 16
- 都市計画法第16条第1項の規定に基づく公聴会の開催…………… (〃) 16
- 換地処分…………… (農地整備課) 17

登 載 依 頼

- 熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則…………… (人事委員会) 17
- 熊本県警察捜査情報統合管理システム用サーバ及び関連機器の貸貸借に係る一般競争入札の落札者等の決定…………… (警察本部刑事企画課) 18
- 指定講習機関の代表者の変更…………… (警察本部運転免許課) 18
- 運転免許取得者教育の認定を受けた自動車教習所の代表者の変更…………… (〃) 18
- 平成24年度県立特別支援学校高等部等の募集定員…………… (高校教育課) 19

正 誤

- 平成23年11月8日熊本県告示第1129号 (熊本県歯科医師国保組合の規約変更) 中…………… (国保・高齢者医療課) 20

告 示

熊本県告示第 1 1 4 5 号

国民健康保険法 (昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号) 第 2 7 条第 2 項の規定により次のとおり
熊本県医師国民健康保険組合の規約の変更の議決を認可したので、国民健康保険法施行令
(昭和 3 3 年政令第 3 6 2 号) 第 7 条第 2 項の規定により告示する。
平成 2 3 年 1 1 月 1 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

組合の地区及び組合員の範囲		認可年月日
変更前	変更後	
組合の地区 熊本県の区域	組合の地区 熊本県の区域内の市町村及び次に掲げる区域 福岡県 福岡市、春日市、大野城市、太宰府市、筑紫野市、久留米市、みやま市、筑後市、大牟田市 佐賀県 鳥栖市、基山町 鹿児島県 鹿児島市、薩摩川内市、出水市	平成 2 3 年 1 1 月 8 日

熊本県告示第 1 1 4 6 号

救急病院等を定める省令（昭和 3 9 年厚生省令第 8 号）第 1 条第 1 項の規定により次のとおり救急病院を認定したので、同令第 2 条第 1 項の規定により告示する。

平成 2 3 年 1 1 月 1 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

名 称	所 在 地	認 定 期 間
菊池郡市医師会立病院	菊池市亘 3 6 6 番地	平成 23 年 12 月 27 日から 平成 26 年 12 月 26 日まで
菊池中央病院	菊池市隈府 4 9 4 番地	平成 23 年 12 月 27 日から 平成 26 年 12 月 26 日まで
川口病院	菊池市隈府 8 2 3 番地 1	平成 23 年 12 月 27 日から 平成 26 年 12 月 26 日まで
岸病院	菊池市泗水町豊水 3 3 8 8 番地 1	平成 23 年 12 月 27 日から 平成 26 年 12 月 26 日まで
熊本リハビリテーション 病院	菊池郡菊陽町曲手 7 6 0 番 地	平成 23 年 12 月 27 日から 平成 26 年 12 月 26 日まで
菊陽台病院	菊池郡菊陽町久保田 2 9 8 4 番地	平成 23 年 12 月 27 日から 平成 26 年 12 月 26 日まで
熊本セントラル病院	菊池郡大津町室 9 5 5 番地	平成 24 年 5 月 24 日から 平成 27 年 5 月 23 日まで
独立行政法人国立病院 機構熊本再春荘病院	合志市須屋 2 6 5 9 番地	平成 23 年 12 月 27 日から 平成 26 年 12 月 26 日まで

熊本県告示第 1 1 4 7 号

家畜改良増殖法（昭和 2 5 年法律第 2 0 9 号）第 4 条第 1 項第 2 号の規定により臨時種畜検査を次のとおり実施するので、家畜改良増殖法施行規則（昭和 2 5 年農林省令第 9 6 号）第 2 条第 2 項の規定により公表する。

平成 2 3 年 1 1 月 1 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 実施の目的
優良な種畜を確保し、家畜の改良増殖を促進するため
- 2 検査対象
家畜改良増殖法第 4 条に規定する牛
- 3 検査の期日及び場所

検 査 日	時 間	場 所
平成 2 3 年 1 2 月 1 3 日（火）	午後 1 時 3 0 分から	独立行政法人家畜改良センタ ー熊本牧場 （玉名市横島町）

熊本県告示第 1 1 4 8 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 2 3 年 1 1 月 1 8 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 3 年 1 1 月 1 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路 線 名	区 域 を 変 更 す る 区 間	前 後	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	和仁菊水 線	玉名郡和水町西吉地字尾林 8 6 4 番 1 地先から 同町西吉地字亀ノ浦 7 9 0 番 1 地先まで	前	5.1 ～ 20.0	97.2	単道改 (改築 に伴う 拡幅)
			後	12.5 ～ 27.1	97.2	

- 2 区域を変更する期日 平成 2 3 年 1 1 月 1 8 日

熊本県告示第 1 1 4 9 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 2 3 年 1 1 月 1 8 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 3 年 1 1 月 1 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路 線 名	区 域 を 変 更 す る 区 間	前 後	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
主要地方道	熊本菊鹿線	合志市須屋字橋ノ元 6 5 3 番 1 1 地先から 同所 6 5 6 番 5 地先まで	前	7.8 ～ 10.2	44.0	廃道
			後	7.8 ～ 8.2	44.0	

2 区域を変更する期日 平成 2 3 年 1 1 月 1 8 日**熊本県告示第 1 1 5 0 号**

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 2 3 年 1 1 月 1 8 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 3 年 1 1 月 1 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
主要地方道	熊本菊鹿線	熊本市黒髪三丁目 1 3 1 番地先から 同所 1 3 9 番地先まで	193.0	活力基 盤交安 (歩道 整備)

2 供用を開始する期日 平成 2 3 年 1 1 月 1 8 日**熊本県告示第 1 1 5 1 号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 1 2 年法律第 5 7 号）第 6 条第 1 項及び第 8 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成 2 3 年 1 1 月 1 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 阿 蘇 市**(1) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）**

山川（4 2 1－1－0 0 1）

イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

阿蘇市一の宮町中通

ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおり

エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項

次の図のとおり

（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

(2) ア 土砂災害警戒区域の箇所名（番号）

盤名木川（4 2 1－1－0 0 3）

イ 土砂災害警戒区域の所在地

阿蘇市一の宮町手野

ウ 土砂災害警戒区域の表示

- 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (3) エ (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
宮の後川 (4 2 1-1-0 0 5)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇市一の宮町手野
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
- (4) エ (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
ア 土砂災害警戒区域の箇所名 (番号)
宮川 2 (4 2 1-1-0 0 6)
イ 土砂災害警戒区域の所在地
阿蘇市一の宮町手野
ウ 土砂災害警戒区域の表示
- 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (5) エ (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
ア 土砂災害警戒区域の箇所名 (番号)
中園川 (4 2 1-1-0 1 1)
イ 土砂災害警戒区域の所在地
阿蘇市一の宮町手野
ウ 土砂災害警戒区域の表示
- 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (6) エ (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
中園川 2 (4 2 1-1-0 1 3)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇市一の宮町手野
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
- (7) エ (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
塩井川 2 (4 2 1-1-0 1 9)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇市一の宮町三野
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
- (8) エ (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
坂梨川 (4 2 1-1-0 2 3)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇市一の宮町坂梨

- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (9) ア 土砂災害警戒区域の箇所名（番号）
豆札川（4 2 1－1－0 2 4）
イ 土砂災害警戒区域の所在地
阿蘇市一の宮町坂梨
ウ 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (10) ア 土砂災害警戒区域の箇所名（番号）
平保の木川（4 2 1－1－0 2 5）
イ 土砂災害警戒区域の所在地
阿蘇市一の宮町坂梨
ウ 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (11) ア 土砂災害警戒区域の箇所名（番号）
神上川（4 2 1－1－0 2 6）
イ 土砂災害警戒区域の所在地
阿蘇市一の宮町坂梨
ウ 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (12) ア 土砂災害警戒区域の箇所名（番号）
古閑の滝（4 2 1－1－0 2 7）
イ 土砂災害警戒区域の所在地
阿蘇市一の宮町坂梨
ウ 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (13) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
滑川（4 2 1－1－0 2 8）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇市一の宮町坂梨
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (14) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
東岳川（4 2 1－1－0 3 0）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇市一の宮町宮地
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり

- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (15) ア 土砂災害警戒区域の箇所名（番号）
ごみ崎川（4 2 1－1－0 3 1）
イ 土砂災害警戒区域の所在地
阿蘇市一の宮町宮地
ウ 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (16) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
尻無川（4 2 1－1－0 3 2）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇市一の宮町宮地
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (17) ア 土砂災害警戒区域の箇所名（番号）
片隅川 1（4 2 1－2－0 0 1）
イ 土砂災害警戒区域の所在地
阿蘇市一の宮町中通
ウ 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (18) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
片隅川 2（4 2 1－2－0 0 2）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇市一の宮町中通
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (19) ア 土砂災害警戒区域の箇所名（番号）
神宮司川（4 2 1－2－0 0 5）
イ 土砂災害警戒区域の所在地
阿蘇市一の宮町手野
ウ 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (20) ア 土砂災害警戒区域の箇所名（番号）
大門川（4 2 1－2－0 0 7）
イ 土砂災害警戒区域の所在地
阿蘇市一の宮町三野
ウ 土砂災害警戒区域の表示

- 次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (21) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
八反田川 (4 2 1-2-0 1 2)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇市一の宮町坂梨
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (22) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
古閑川 4 (4 2 1-2-0 1 3)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇市一の宮町坂梨
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (23) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
車帰川 2 (4 2 2-1-0 0 1)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇市車帰
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (24) ア 土砂災害警戒区域の箇所名 (番号)
車帰 3 (4 2 2-1-0 0 2)
イ 土砂災害警戒区域の所在地
阿蘇市車帰
ウ 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (25) ア 土砂災害警戒区域の箇所名 (番号)
坂下川 1 (4 2 2-1-0 0 3)
イ 土砂災害警戒区域の所在地
阿蘇市車帰
ウ 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (26) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
四ツ江川 (4 2 2-1-0 1 0)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇市狩尾

- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (27) ア 土砂災害警戒区域の箇所名（番号）
徳仏川（4 2 2－1－0 1 3）
- イ 土砂災害警戒区域の所在地
阿蘇市狩尾
- ウ 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (28) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
宇土川（4 2 2－1－0 1 4）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇市狩尾
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (29) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
上の小屋川 2（4 2 2－1－0 1 6）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇市狩尾
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (30) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
三久保川（4 2 2－1－0 1 8）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇市三久保
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (31) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
花原川（4 2 2－1－0 1 9）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇市三久保
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項

- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (32) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 宮の川 1 (4 2 2 - 1 - 0 2 0)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 阿蘇市三久保
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (33) ア 土砂災害警戒区域の箇所名 (番号)
 下り山川 (4 2 2 - 1 - 0 2 1)
 イ 土砂災害警戒区域の所在地
 阿蘇市西小園
 ウ 土砂災害警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (34) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 宮ノ川 (4 2 2 - 1 - 0 2 2)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 阿蘇市西小園
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (35) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 西小園川 2 (4 2 2 - 1 - 0 2 3)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 阿蘇市西小園
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (36) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 西小園川 3 (4 2 2 - 1 - 0 2 4)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 阿蘇市西小園
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (37) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 西小園川 4 (4 2 2 - 1 - 0 2 5)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

- ウ 阿蘇市西小園
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び阿蘇地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (38) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
西小園川6（422-1-026）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇市西小園
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び阿蘇地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (39) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
居塚川（422-1-027）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇市西小園
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び阿蘇地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (40) ア 土砂災害警戒区域の箇所名（番号）
泉川（422-1-056）
- イ 土砂災害警戒区域の所在地
阿蘇市西町
- ウ 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び阿蘇地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (41) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
尻無川（422-1-057）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇市蔵原
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び阿蘇地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (42) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
西岳川-1（422-1-058-1）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇市蔵原
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策

- の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (43) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
西岳川ー2（422ー1ー058ー2）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇市蔵原
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (44) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
東黒川（422ー1ー059）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇市黒川
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (45) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
古閑川支川（422ー1ー060）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇市黒川
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (46) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
黒川1（422ー1ー061）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇市黒川
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (47) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
黒川2（422ー1ー062）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇市黒川
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び阿蘇地

- (48) ア 域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号) 黒川4-1 (422-1-063-1)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 阿蘇市黒川
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項 次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (49) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号) 黒川4-2 (422-1-063-2)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 阿蘇市黒川
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項 次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (50) ア 土砂災害警戒区域の箇所名 (番号) 乙姫川 (422-1-064)
イ 土砂災害警戒区域の所在地 阿蘇市乙姫
ウ 土砂災害警戒区域の表示 次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (51) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号) 乙姫川2 (422-1-065)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 阿蘇市乙姫
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項 次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (52) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号) 車帰川1 (422-2-001)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 阿蘇市車帰
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項 次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (53) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号) 上の小屋川5 (422-2-009)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 阿蘇市三久保
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- 次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び阿蘇地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (54) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
上の小屋川6 (422-2-010)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇市三久保
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び阿蘇地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (55) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
西小園川5 (422-2-011)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇市西小園
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び阿蘇地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (56) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
中尾川 (422-2-012)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇市西小園
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び阿蘇地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (57) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
江良川 (422-2-013)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇市西小園
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び阿蘇地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (58) ア 土砂災害警戒区域の箇所名 (番号)
黒川3-1 (422-2-020-1)
イ 土砂災害警戒区域の所在地
阿蘇市黒川
ウ 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (59) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
黒川3-2 (422-2-020-2)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇市黒川
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (60) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
殿塚川1 (422-3-001)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇市的石
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第1152号

平成23年11月29日に熊本県議会の定例会を、熊本市に招集する。

平成23年11月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県告示第1153号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出があり、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により次のとおり公示する。

平成23年11月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

義務加入が成立した加入区の区域	漁 業 の 区 分
芦北漁業協同組合の地区	10トン未満の漁船により主として吾智網漁業を営む漁業

熊本県告示第1154号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成23年11月18日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年11月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	甲佐小川線	下益城郡美里町萱野 7番1地先から 同所 23番2地先まで	171.4	やさ道 交1地 (改築 に伴う 拡幅)

2 供用を開始する期日 平成23年11月18日

熊本県告示第1155号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成23年11月18日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年11月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	海路口小島線	熊本市沖新町字小島割 121番3地先から 同所 106番1地先まで	164.0	単道改 (迂回路の設置)

2 供用を開始する期日 平成23年11月18日**公 告****熊本県公告第596号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により平成23年6月10日に行われた届出に対し、同法第8条第1項の規定により八代市から意見書の提出があったので、同条第3項の規定により次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成23年11月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイレックス八代店

八代市松江町字芭蕉106番ほか

2 八代市の意見の概要**(1) 交通について**

交通事故を防ぐため、認識しやすい出入口看板の設置や交通整理員を配置すること。

(2) 防犯について

万引き等犯罪防止の工夫を行うとともに、夜間に青少年のたまり場とならないよう注意すること。

(3) 騒音について

ア 荷さばき作業の時間帯、アイドリングストップなど、周辺住民の騒音とならないような対策を講じること。

イ 騒音等の苦情が発生した場合は誠実に対応すること。

(4) ごみ対策について

ア 排出されるごみは正しく分別し、収集許可業者に出すこと。

イ 燃えるごみの減量化に取り組むこと。

(5) 街並みづくり等への協力について

ア 地域行事や地域団体に対して積極的に協力すること。

イ 積極的に地元雇用を行うこと。

3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び八代地域振興局総務部総務振興課

平成23年11月18日から平成23年12月18日まで

熊本県公告第597号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条の規定に基づき、次の肥料を登録したので、同法第16条第1項の規定に基づき公告する。

平成23年11月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登録番号	肥料の 種 類	肥料の 名 称	保証成分量 (%)	その他の規 格	生産業者の氏名 又は名称及び住 所	登録した 年月日
------	------------	------------	--------------	------------	-------------------------	-------------

熊本県肥 第145 0号	消石灰	65. 0消石 灰	アルカリ分： 65.0	該当なし	有限会社ユーケ ン 熊本県玉名市寺 田字東平195	平成23 年11月 10日
熊本県肥 第145 1号	炭酸カルシウム肥料	炭酸苦 土石灰	アルカリ分： 55.0 可溶性苦土： 10.0	その他の制限事項は、 公定規格のとおり	有限会社ユーケ ン 熊本県玉名市寺 田字東平195	平成23 年11月 10日

熊本県公告第598号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項及び熊本県都市計画公聴会規則（昭和45年熊本県規則第47号）第2条の規定に基づき、公聴会を次のとおり開催する。

平成23年11月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 日時
平成23年12月11日（日）午前10時から正午まで
- 2 場所
玉名郡長洲町大字長洲2760
ながす未来館メディアルーム
- 3 意見を求める都市計画の素案
長洲都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
- 4 素案の閲覧について
 - (1) 閲覧場所
熊本県土木部道路都市局都市計画課、熊本県玉名地域振興局土木部技術管理課、玉名市建設部都市計画課及び長洲町建設農政課
 - (2) 閲覧期間
平成23年11月18日（金）から平成23年12月5日（月）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）
 - (3) 閲覧時間
午前8時30分から午後5時15分まで
- 5 公述の申出について
長洲都市計画区域内に住所を有し、公聴会において意見を述べようとする者は、平成23年12月5日（月）午後5時15分（必着）までに、意見の要旨及びその理由並びに住所、氏名及び電話番号を記載した書面（以下「公述申出書」という。）を持参、郵送又は電子メールで次のとおり申し出ること。
 - (1) 持参により申し出る場合
4の(1)に掲げる場所のいずれかに提出すること。
 - (2) 郵送又は電子メールにより申し出る場合
熊本県土木部道路都市局都市計画課まで提出すること。
〒862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
e-mail: toshikeikaku@pref.kumamoto.lg.jp
 - (3) その他
公述申出書は、A4判とし、意見の要旨及び理由は、400字以内で簡潔に記載すること。
- 6 公述人の選定について
公述申出書を提出した者は、公聴会において意見を述べることができる。ただし、同種の趣旨の意見を有する者が多数あるときは、公述人の数又は時間を制限することがある。また、意見の内容が今回の案件に関係がない場合は、公述できない。どちらの場合も、その旨を本人に通知する。
なお、公述人が陳述する際は、公述申出書の内容に準じて意見を述べるものとし、当該範囲を超えてはならない。
- 7 傍聴について
公聴会は、原則として自由に傍聴できる。ただし、希望者が多数の場合は、入場を制限することがある。
- 8 公聴会に関する問合せ先
4の(1)に同じ

熊本県公告第599号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項及び熊本県都市計画公聴会規則（昭和45年熊本県規則第47号）第2条の規定に基づき、公聴会を次のとおり開催する。

平成23年11月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 日時
平成23年12月11日（日）午後2時から午後4時まで
- 2 場所
玉名市岩崎1004-1
熊本県玉名地域振興局4階大会議室
- 3 意見を求める都市計画の素案
玉名都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
- 4 素案の閲覧について
 - (1) 閲覧場所
熊本県土木部道路都市局都市計画課、熊本県玉名地域振興局土木部技術管理課、及び玉名市建設部都市計画課
 - (2) 閲覧期間
平成23年11月18日（金）から平成23年12月5日（月）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）
 - (3) 閲覧時間
午前8時30分から午後5時15分まで
- 5 公述の申出について
変更後の玉名都市計画区域内に住所を有し、公聴会において意見を述べようとする者は、平成23年12月5日（月）午後5時15分（必着）までに、意見の要旨及びその理由並びに住所、氏名及び電話番号を記載した書面（以下「公述申出書」という。）を持参、郵送又は電子メールで次のとおり申し出ること。
 - (1) 持参により申し出る場合
4の(1)に掲げる場所のいずれかに提出すること。
 - (2) 郵送又は電子メールにより申し出る場合
熊本県土木部道路都市局都市計画課まで提出すること。
〒862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
e-mail: toshikeikaku@pref.kumamoto.lg.jp
 - (3) その他
公述申出書は、A4判とし、意見の要旨及び理由は、400字以内で簡潔に記載すること。
- 6 公述人の選定について
公述申出書を提出した者は、公聴会において意見を述べることができる。ただし、同種の趣旨の意見を有する者が多数あるときは、公述人の数又は時間を制限することがある。また、意見の内容が今回の案件に関係がない場合は、公述できない。どちらの場合も、その旨を本人に通知する。
なお、公述人が陳述する際は、公述申出書の内容に準じて意見を述べるものとし、当該範囲を超えてはならない。
- 7 傍聴について
公聴会は、原則として自由に傍聴できる。ただし、希望者が多数の場合は、入場を制限することがある。
- 8 公聴会に関する問合せ先
4の(1)に同じ

熊本県公告第600号

県営鹿本北部二期地区（五郎丸工区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地処分を行った。

平成23年11月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登 載 依 頼

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年11月18日

熊本県人事委員会委員長 北 川 正

熊本県人事委員会規則第21号

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年熊本県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表市町村の表和水町の部町長部局の項中「医局長」を「診療部長」に改め、同表小国町の部町長部局の項を次のように改める。

町長部局	本庁（会計管理室を含む。）	会計管理者	課長	室長	審議員
------	---------------	-------	----	----	-----

	地域包括支援センター 老人ホーム 保育園	センター長 施設長 園長 副園長
--	----------------------------	------------------------

別表市町村の表小国町の部教育委員会の項中「係長」を「次長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

熊 刑 企 公 告 第 6 0 1 号

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成23年11月18日

熊本県警察本部長 中尾 克彦

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
熊本県警察捜査情報統合管理システム用サーバ及び関連機器 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県警察本部刑事企画課
熊本市水前寺6丁目18番1号
電話番号 096-381-0110 内線4043
- 3 落札者を決定した日
平成23年10月6日
- 4 落札者の名称及び所在地
日立キャピタル株式会社九州営業本部
福岡市博多区店屋町1番35号
- 5 落札金額（月額）
1,517,250円（うち消費税額及び地方消費税の額72,250円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日
平成23年8月26日

熊 本 県 公 安 委 員 会 告 示 第 1 9 号

指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第4条第1項の規定により、指定講習機関から次のように変更の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成23年11月18日

熊本県公安委員会委員長 竹中 潮

名称、住所及び代表者の氏名	特定講習の業務を行う事務所の名称及び所在地	特定講習の種別	変更事項	変更後の内容	変更年月日
有限会社サン自動車興業 水俣市汐見町一丁目5番45号 松岡 伸互	水俣自動車学校 水俣市山手町一丁目8番1号	初心運転者講習	代表者の氏名	青木 憲二	平成23年10月15日

熊 本 県 公 安 委 員 会 告 示 第 2 0 号

運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第7条第1項の規定により、認定教育実施者から次のように変更の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成23年11月18日

熊本県公安委員会委員長 竹中 潮

名称、住所及び代表者の氏名	使用する施設の名称及び所在地	変更事項	変更後の内容	変更年月日
有限会社サン自動車興業 水俣市汐見町一丁目	水俣自動車学校 水俣市山手町一丁目8番1号	代表者の氏名	青木 憲二	平成23年10月15日

5 番45号
松岡 伸互

熊本県教育委員会告示第15号

熊本県立特別支援学校学則（昭和41年熊本県教育委員会規則第9号）第4条第2項の規定により、平成24年度の県立特別支援学校高等部等の募集定員を次のように定める。
平成23年11月18日

熊本県教育委員会委員長 古 莊 文 子
平成24年度県立特別支援学校高等部及び幼稚部募集定員

1 高等部

当該学校が主として行う教育	学校名	本科・専攻科	学科	募集定員
視覚障がい者に対する教育	盲学校	本科	普通科一般	8
			普通科重複	2
			保健理療科	8
		専攻科	理療科	10
			保健理療科	10
聴覚障がい者に対する教育	熊本聾学校	本科	普通科一般	8
			普通科重複	3
			産業工芸科	8
			理 容 科	8
		専攻科	工 芸 科	8
			理 容 科	8
知的障がい者に対する教育	ひのくに高等養護学校	本科	園 芸 科	32 くくり募集
			工 芸 科	
			クリーニング科	
			窯 業 科	
	松橋養護学校	本科	園 芸 科	16 くくり募集
			工 芸 科	
	熊本養護学校	本科	普通科一般・本校	20
			普通科一般・東町分教室	20
			普通科重複・本校	3
			普通科一般・江津湖分教室	4
			普通科訪問	3
	松橋西養護学校	本科	普通科一般・本校	20
			普通科一般・上益城分教室	10
			普通科重複	2
	荒尾養護学校	本科	普通科一般	20
			普通科重複	1
	大津養護学校	本科	普通科一般	24
			普通科重複	2
	菊池養護学校	本科	普通科一般	20
			普通科重複	5
	小国養護学校	本科	普通科一般	10
			普通科重複	2
	球磨養護学校	本科	普通科一般	20
			普通科重複	1
			普通科訪問	1
	天草養護学校	本科	普通科一般	20
			普通科重複	1
	芦北養護学校	本科	普通科一般・佐敷分教室	10
肢体不自由者に対する教育	松橋養護学校	本科	普通科一般	8
			普通科重複	12
			普通科訪問	3
	芦北養護学校	本科	普通科重複	3
			普通科訪問	1
	苓北養護学校	本科	普通科重複	3
			普通科訪問	3
病弱者に対する教育	黒石原養護学校	本科	普通科一般	16
			普通科重複	3
			普通科訪問	3

※ くくり募集とは、学科をまとめて募集すること。

（参考）八代市立八代養護学校については、八代市教育委員会が定めている。

知的障がい者に対する教育	八代市立八代養護学校	本科	普通科一般	8
			普通科重複	3

2 幼稚部			
学校名	当該学校が主として行う教育	年齢等	募集定員
盲学校	視覚障がい者に対する教育	3～5歳児	若干名
		重複学級	若干名
熊本聾学校	聴覚障がい者に対する教育	3歳児	6
		4歳児	若干名
		5歳児	6
松橋東養護学校	肢体不自由者に対する教育	3歳児	6
		4歳児	若干名
		5歳児	若干名

正 誤

平成 23 年 11 月 8 日熊本県告示第 1129 号（熊本県歯科医師国保組合の規約変更）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
8	6	熊本県告示第 1128 号の 2	熊本県告示第 1129 号